

甲賀市立希望ヶ丘小学校

いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

甲賀市立希望ヶ丘小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義	- 1 -
3. いじめの禁止	- 1 -
4. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
◎ 生徒指導体制	- 2 -
5. 学校全体としての取組	- 2 -
学校の基本姿勢.....	- 2 -
(1) いじめ防止のための取り組み.....	- 2 -
(2) いじめの早期発見	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 3 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 3 -
《家庭》	- 3 -
《地域》	- 4 -
(5) 関係機関との連携	- 4 -
6. 重大事態への対処	- 4 -
(1) 重大事態の意味について	- 4 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
7. 基本方針の見直し	- 5 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 5 -
本校のストップいじめアクションプラン	- 7 -

甲賀市立希望ヶ丘小学校 いじめ防止基本方針

令和5年（2023年）4月1日改訂

甲賀市立希望ヶ丘小学校長

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものという。
- 2 「児童」とは、学校に在籍する児童をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- 6 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3.いじめの禁止

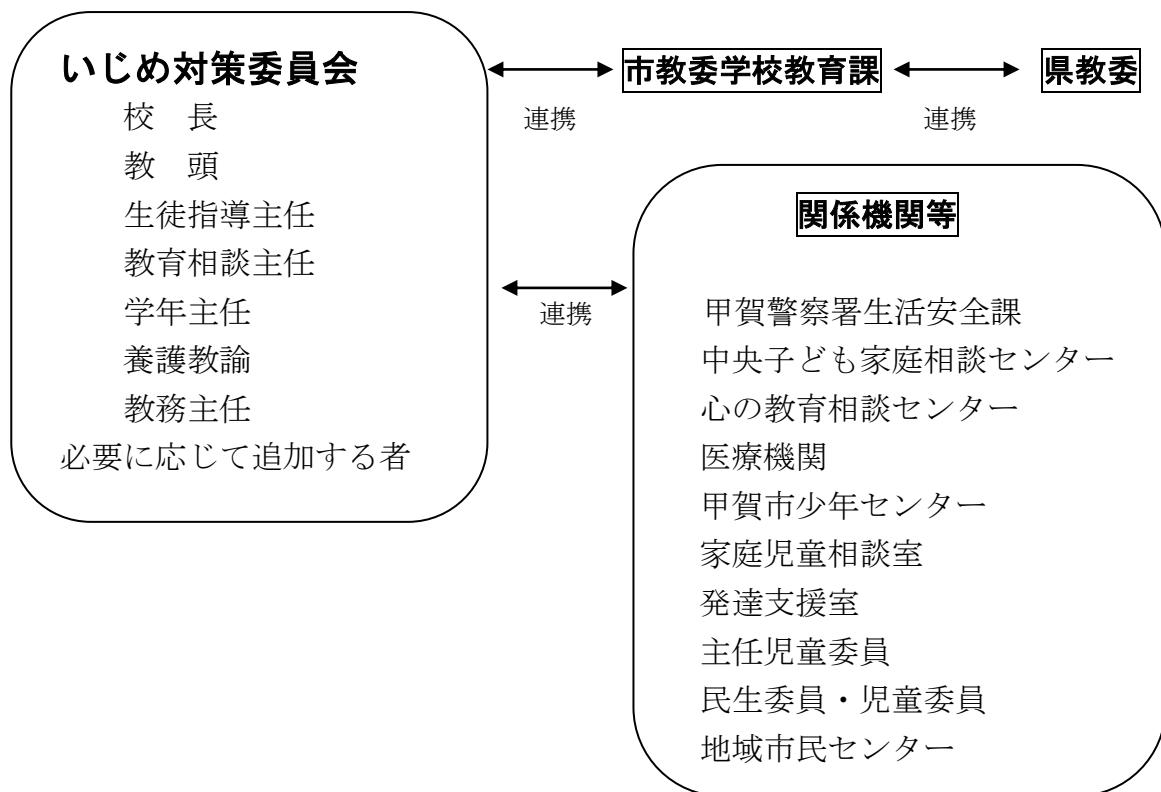
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談すること。

4.いじめ未然防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ未然防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ未然防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 生徒指導体制



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、P D C Aサイクルを通して取組の充実を図っていく。特に新型コロナウイルス感染症にかかる不当な差別や偏見によって、いじめにつながらないよう、児童の様子を注意深く見守る。

(1) いじめ未然防止のための取り組み

学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々

の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ パソコンやスマートフォン等によるネットを利用したいじめに対処する体制を整備する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、外部専門家や関係機関との連携を図る。

いじめが「解消している」状態とは、

- ① いじめが止んでいる状態が相当の期間（6ヶ月を目安）継続していること
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認できていること

少なくとも上記2つの要件が満たされていることとする。なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのSOSをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながら

いじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ 保護者を対象にした活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員児童委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより P T A や関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

6. 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」に従って適切に対応する。

重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

隨時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和5年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立希望ヶ丘小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	PTA・地域の取組や活動
4 月	■学校間・学年間の情報交換、引き継ぎ □職員会議でいじめ対策に係る共通理解 ●学級開き・人間関係作り・学級のルール作り	▲年間を通した地域見守り隊、PTA通学街頭指導の実施
5 月	□個別懇談会 ●スマイルド宣言	△個別懇談会での周知 △PTA常任委員会
6	□教育相談研修 □QU調査(5・6年) 予定 □生活・いじめアンケートの実施と分析 ■ぽかぽか週間（教育相談週間）	△PTA総会

月	□道徳「命」の授業	
7 月	○情報セキュリティー講習会(6 年児童)	△PTA 常任委員会 ◇学校評議員会
8 月	□いじめ防止に関わる研修	
9 月	○学級のルール等の確認・修正 □個別懇談	△保護者と教職員の合同研修会（ネット社会の子育てについて）
10 月	□生活・いじめアンケート実施と分析 ■ぽかぽか週間（教育相談週間）	
11 月	●スマイルド宣言振り返り □QU調査(5・6 年)	◇学校評議員会 △情報セキュリティー講習会
12 月	●人権集会(スマイルド集会) ●人権標語作り	△PTA 常任委員会
1 月	○学級のルール等の確認・修正	
2 月	□生活・いじめアンケート実施と分析 実施予定 ■ぽかぽか週間（教育相談週間）	△PTA 常任委員会 ◇学校評議員会
3 月	□記録の整理、進級する学年・学校への引き継ぎ情報の作成	
年 間 を 通 し て	□生活目標の設定 □気になる子の情報交換 □いじめ発見シートの活用 □道徳・各教科を通じての「いじめ防止教育」の推進 □校報「希望の鐘」発行 □「人権の日」（月 1 回） □人権読み聞かせ（年間 6 回） □障がい児理解教育の推進及び教職員研修 ●いじめストップスローガンの掲示 ●スマイルド宣言推進活動 ●児童会「あいさつ運動」 ○月曜日の縦割り遊びや水曜日の学級全員遊び	▲◆ P T A やまちづくり協議会見守り隊による登校見守り △ S O S 早期発見チェックリストの活用

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTA の取組や活動 ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

本校のストップいじめアクションプラン ～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

